

佐呂間町地球温暖化対策実行計画

『佐呂間町の事務及び事業における二酸化炭素排出量削減計画』

(第3次:2023～2027)

2023. 3

佐呂間町

目 次

第1章 計画の基本的事項

1-1 背景	1
1-2 計画の目的	6
1-3 計画の期間及び基準年度	6
1-4 計画の対象範囲	6
1-5 計画の対象とする温室効果ガス	7

第2章 第2次実行計画の概要と評価

2-1 第2次実行計画の概要と評価	8
2-2 二酸化炭素の排出量	10

第3章 削減目標

3-1 二酸化炭素排出量の削減目標	11
-------------------	----

第4章 具体的な取り組み

4-1 目標達成に向けた具体的取組内容	12
---------------------	----

第5章 計画の推進、点検・評価と公表

5-1 計画の推進、点検・評価と公表	14
--------------------	----

第1章 計画の基本的事項

1-1. 背景

(1) 地球温暖化の仕組み

地球温暖化は、主に石油・石炭などの化石燃料の使用に代表される人間活動から排出される温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これらが地球の表面から反射された熱を吸収することで、地球全体の平均気温が上昇する現象のことを指します。

20世紀半ばに起きた産業革命以降に起きている極点での氷河の融解や海面水位の変化、異常気象などは、地球温暖化により引き起こされている可能性が高く、人為起源の温室効果ガスの排出が、地球温暖化の支配的な原因であることは間違い無いという科学的検証結果が出されています。

今後、現状を上回る温暖化対策をとらなかった場合、今世紀末には気温が最大で4.8℃上昇し、気候変動のリスクがさらに高まると考えられています。

一方で、地球温暖化の進行により、将来的には主要穀物の収量低下、海洋生態系へのリスク、高潮や海岸浸食、干ばつ・洪水の二極化を引き起こすなどの影響がでると予測され、その対策として温室効果ガスの削減（緩和）とともに気候変動の影響への適応策が求められています。

(2) 世界の動向について

平成27年、フランス・パリにおいて、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が行われ、新たな法的枠組みとなる「パリ協定」を含むCOP決定が採択されました。「パリ協定」の主な内容としては、「世界共通の長期目標として気温上昇を2℃未満(1.5℃)に抑える」、「今世紀後半に人為的な温室効果ガスの実質排出ゼロを目指す」、「排出量削減目標を設定し、5年毎に検証・見直し(原則上方修正)を行う」こととしています。

しかし、「気候変動に関する政府間パネル(IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change)」の「1.5℃特別報告書」では、「現状のままでは令和12年～34年間に産業革命以降の気温上昇が1.5℃に到達してしまうとする」と記載されており、その実現には、令和12年までに平成22年の水準から約45%減少させ、令和32年ごろまでに温室効果ガス排出を「実質ゼロ」にするよう前倒しを迫っています。

【持続可能な開発目標 (SDGs (Sustainable Development Goals、エス・ディー・ジーズ))】

現在の国際社会においては、「環境・経済・社会」が相互に関連して様々な課題を解決する「持続可能な開発目標」という考え方が共通の理念として定着しつつあります。

2015(平成 27)年の国連サミットにおいて持続可能な開発のための 2030 アジェンダが全会一致で採択されました。SDGs は 17 のゴール (目標) とゴールごとに設定された合計 169 項目にも及ぶ具体的な達成基準から構成され、途上国・先進国の枠を問わず、全ての国々に目標が適用されるという普遍性と分野横断的なアプローチ、グローバル・パートナーシップが重視された内容となっています。

この 17 のゴールのうち、少なくとも 12 のゴールが環境分野に関連しているとされ、持続可能な社会形成にあっては、環境が全ての根底にあり、その基盤上に社会経済活動が依存していると捉えることができます。特に目標 13 では「気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策をとる」ことが掲げられており、また目標 11 では「都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする」ことが盛り込まれており、エネルギーを大量に消費する都市部において、エネルギー消費を削減し、環境にやさしいエネルギーシステムを採用することが重要となることが示されています。

【SDGs で掲げられる 17 の目標】



出典：国際連合広報センター

項目	具体的内容
 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p>ゴール7：エネルギーをみんなに、そしてクリーンに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<p>ゴール11：住み続けられるまちづくりを</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする。
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>ゴール13：気候変動に具体的な対策を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。

(3) 日本の動向について

【地球温暖化対策計画】

2020年10月、我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、地方公共団体等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。さらに令和3年（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国で実施するといったこと等が位置づけられています。2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実にしていくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

【地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標】

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
	14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別				
産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)	0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度(JCM)	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

【政府実行計画】

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

【気候変動適応計画】

気候変動による様々な影響に対し、政府全体として、全体で整合のとれた取組を総合的かつ計画的に推進するため、気候変動適応法に基づき平成30年11月に「気候変動適応計画」が閣議決定されました。

各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な気候変動適応の推進のため、気候変動適応に関する施策の基本的方向性、気候変動適応に関する8つの分野別施策（農業、森林・林業、水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活）、気候変動適応に関する基盤的施策について記載されています。

【2050年温室効果ガス排出実質ゼロ表明】

政府は令和2年10月に「令和32（2050）年までに温室効果ガス（二酸化炭素）排出実質ゼロ」とすることを表明し、温暖化対策を行うことが産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要であることにも言及しました。

環境省ではこの目標を達成するため、令和 32 年に温室効果ガス又は二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す意思を表明した地方自治体を『ゼロカーボンシティ』とし、国内外に広く発信しています。

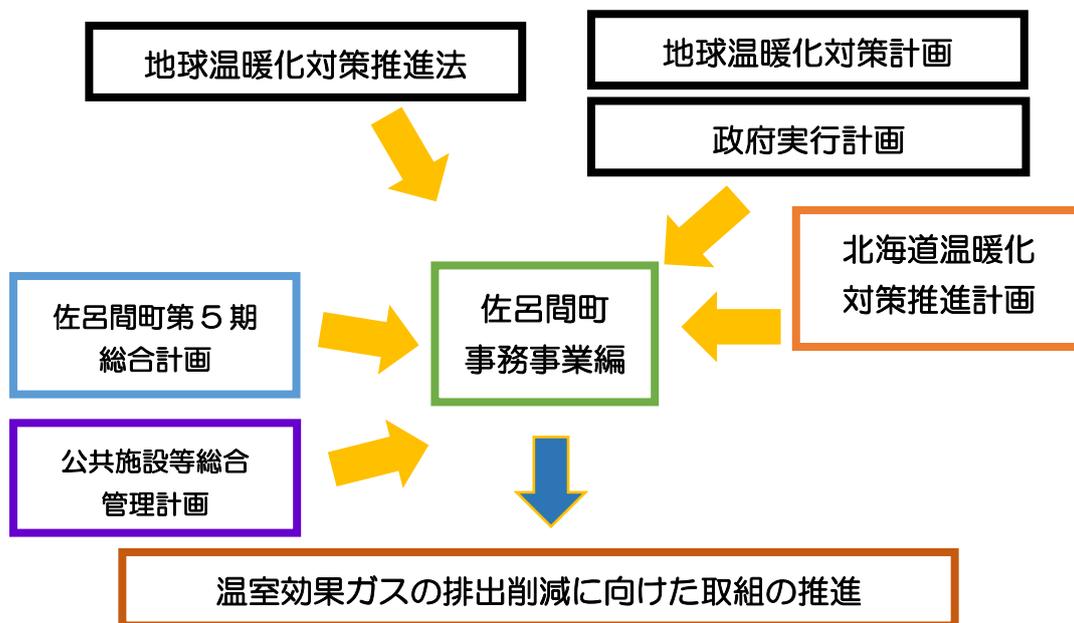
「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、ゼロカーボンシティは、2019 年 9 月時点ではわずか 4 地方公共団体でしたが、2022 年 2 月末時点においては 598 地方公共団体と加速度的に増加しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、1 億 1,500 万人を超える計算になります。

(4) 佐呂間町の動向について

本町においては、「第 2 次佐呂間町地球温暖化対策実行計画」(2017：平成 29 年度～2021：令和 3 年度)を地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定し、町の事務・事業における温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を展開してきましたが、本町が目標とする温室効果ガス排出量の削減目標の達成には至りませんでした。

今回、第 2 次計画の計画期間が終期を迎え、これまでの結果を踏まえ検証や評価の体制を確立し、本町が掲げる温室効果ガス削減目標の達成に向け、より一層取組を強化するため、新たに「第 3 次佐呂間町地球温暖化対策実行計画 (2023：令和 5 年度～2027：令和 9 年度)を策定いたしました。

令和 2 年 10 月に「2050 年までに温室効果ガス排出実績ゼロ」とすることが政府により表明され、さらなる削減目標に向け、今後、自治体はより低炭素な地域づくりを促進していくことが求められています。



【第 3 次佐呂間町地球温暖化対策実行計画の位置づけ】

1-2. 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第21条第1項に基づき、政府の定めた地球温暖化対策計画に即して、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）として策定するものです。

第2次の実行計画の計画期間が令和3年度をもって終了したことに伴い、引き続き第3次実行計画を策定し、町が率先して自ら排出する温室効果ガスの更なる削減に取り組み、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

1-3. 計画の期間及び基準年度

本計画の期間は、2023年度から2027年度までの5年間とし、基準年度は2021年度（令和3年度）、目標年度については2027年度とします。

1-4. 計画の対象範囲

(1) 計画の対象とする事務及び事業の範囲

本計画の範囲は、本町が実施する事務及び事業の全てを対象とし、出先機関等を含めた組織及び施設を対象とします。

なお、指定管理者制度により実施する事務及び事業は対象外としておりますが、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、可能な限り受託者に対して必要な協力を要請します。

(2) 計画の対象となる課名及び施設

本計画の対象となる施設等は、下記に示すとおりとします。

課名	施設等の名称
総務課	役場庁舎、若佐支所、浜佐呂間出張所、公用車
企画財政課	テレビ中継局、公用車
保健福祉課	児童館、安心ハウス1・2、公用車
町民課	佐呂間コミセン、若佐コミセン、浜佐呂間活性化センター、栄地域交流センター、バスターミナル、ふれあいバス、ごみ処理場、斎場、公衆トイレ、公園、公用車
農務課	地場産品開発センター、公用車
建設課	浄水場、終末処理場、除雪センター、公用車
経済課	キャンプ場、駐車場トイレ、遊歩道、展望台、公用車
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム、公用車
保育所	佐呂間保育所、若佐保育所、浜佐呂間保育所
管理課	各小・中学校、学校給食センター、公用車
社会教育課	図書館、町民センター、開拓資料館、武道館・温水プール、体育館、スキー場、グラウンド、パークゴルフ場、公用車

1-5. 計画の対象とする温室効果ガス

本計画で削減の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）とします。

第2章 第2次実行計画の概要と評価

2-1. 第2次実行計画の概要と評価

(1) 第2次計画の概要

① 対象範囲

計画の対象範囲は、計画策定時点である 2015(平成 27)年度末での本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関を含めた全ての組織及び施設を対象としています。但し、指定管理者制度により、施設の管理・運営を外部委託している事務・事業については計画の対象外としていますが、可能な限り受託者に対して実行計画の趣旨に沿った取組を実践するよう要請しています。

【第2次計画における対象施設一覧】

課名	施設等の名称
総務課	役場庁舎、若佐支所、浜佐呂間出張所、公用車
企画財政課	テレビ中継局、公用車
保健福祉課	児童館、老人アパート、公用車
町民課	佐呂間コミセン、若佐コミセン、浜佐呂間活性化センター、栄地域交流センター、バスターミナル、ふれあいバス、ごみ処理場、斎場、公衆トイレ、公園、公用車
農務課	地場産品開発センター、公用車
建設課	浄水場、終末処理場、除雪センター、公用車
経済課	キャンプ場、駐車場トイレ、遊歩道、展望台、公用車
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム、公用車
保育所	佐呂間保育所、若佐保育所、浜佐呂間保育所
管理課	各小・中学校、学校給食センター、公用車
社会教育課	図書館、町民センター、開拓資料館、武道館・温水プール、体育館、スキー場、グラウンド、パークゴルフ場、公用車

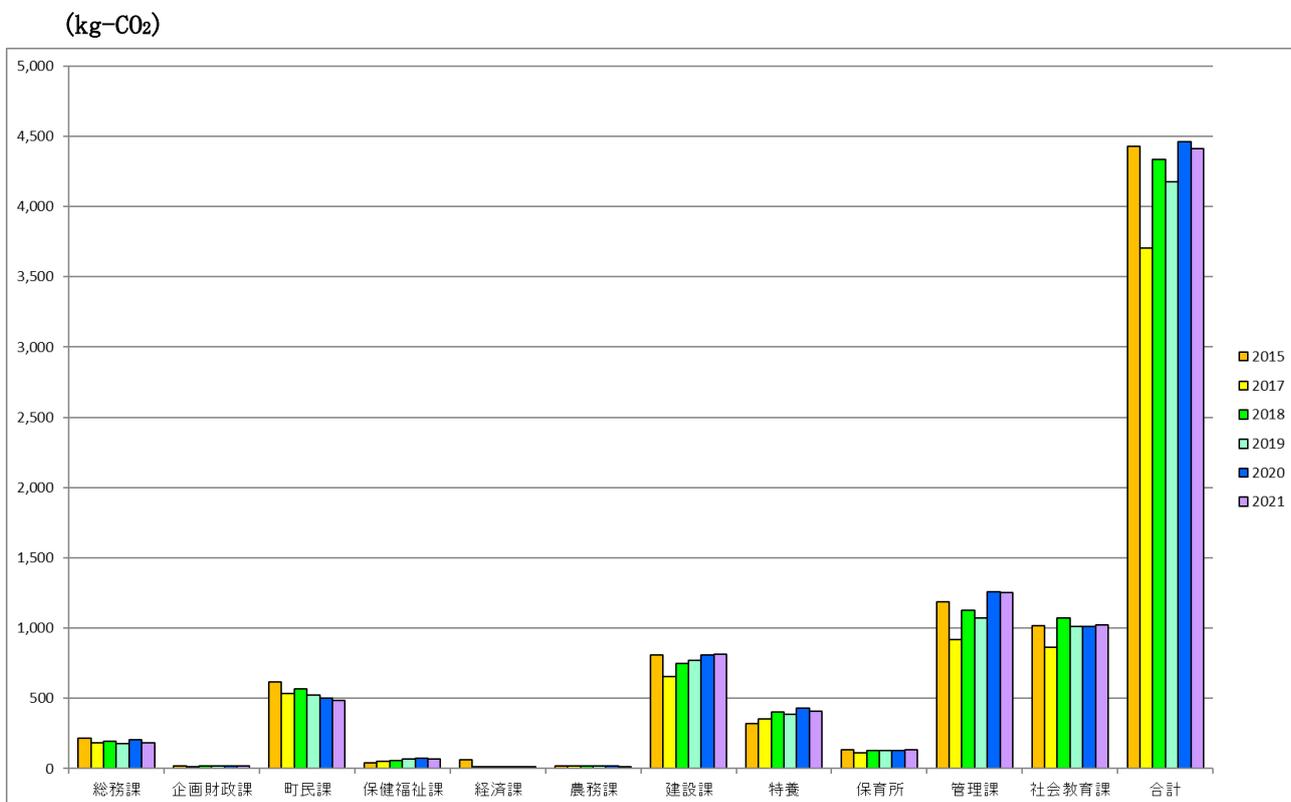
②削減目標

2015(平成 27)年度を基準年度として、計画期間の最終年度である 2021(令和 3)年度の温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を 3% (135.6kg-CO₂) 削減することを目標としています。

二酸化炭素排出量の削減目標			
排出量		削減目標	
基準年度	目標年度	削減率	削減量
2015年度	2021年度		
4,430,744 (kg-CO ₂)	4,295,155 (kg-CO ₂)	3%	135,589 (kg-CO ₂)

(2) 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の推移と評価

2017(平成 29)年度（計画初年次）の第 2 次計画対象施設から排出された温室効果ガス量は、計画の基準年度である 2015(平成 27)年度比でみると約 16.41%減少しましたが、計画の目標年度となる 2021(令和 3)年度における排出量 4,295.1kg-CO₂の設定に対して、2020（令和 2：計画 4 年次）年度では 4,463.8kg-CO₂となっており、基準年対比 0.75%増加しているものの、2019（令和元）年度までは基準年度より減少となっています。この要因として、2020（令和 2）年度以降は、各学校・保育施設・社会教育関連施設及び特養等でのエアコン設置に伴う電気使用量や冬期間の除雪に伴う燃料使用量（除雪車燃料）が増加要因と考えられ、主に電気の温室効果ガス排出係数が高い値で推移していることから、温室効果ガス排出削減量を圧迫しているものと考えられます。2020（令和 2）年度及び 2021（令和 3）年度については、コロナ禍で各公共施設利用制限や利用実績減も影響し、燃料や電気使用量が減となった施設も多くありましたが、総合的に目標値の達成には至らず、目標達成のためにはより効果的な削減が必要です。これらを踏まえ、今後は新たな新エネルギーの導入などが不可欠と考えられますが、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー導入や石油などの化石燃料に代わるエネルギーへの転換などの施策については、財政面や行政サービスへの影響なども考慮する必要があります。再生可能エネルギー由来電力は、温室効果ガス排出係数が低く、温室効果ガス排出量の低減に大きく寄与するため、将来的な公共施設への導入等についての検討は有効な低減策になるものと考えられます。



2-2. 二酸化炭素の排出量

2021年度（基準年度）における本町の事務・事業に伴う燃料等の使用量に基づく二酸化炭素の排出量は、次のとおりです。

項目	単位	2021年度(令和3年度)		
		使用量	kg-CO ₂	割合
ガソリン	ℓ	16,379.8	36,253	0.8%
灯油	ℓ	134,056.0	321,038	7.3%
軽油	ℓ	150,744.8	388,921	8.8%
A重油	ℓ	335,400.0	908,934	20.6%
液化石油ガス (LPG)	kg	3,800.2	11,402	0.3%
電気使用量	kWh	4,103,020.0	2,744,920	62.2%
合計		—	4,411,468	100.0%

第3章 削減目標

3-1. 二酸化炭素排出量の削減目標

2021（令和3）年度を基準年度として、これまでの排出削減取組の実績をもとに計画期間の2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間における二酸化炭素排出量は、これまでの計画に準じ引き続き電気使用量、施設や公用車の燃料削減に取り組むことにより、2027年度における二酸化炭素の排出量を2021年度に比べ3%削減することを目標とします。

なお、計画策定後においても進捗状況を点検するなど、その取り組みを適切に推進するとともに、政府が2020年10月に地球温暖化対策に向けた国内の二酸化炭素（CO₂）など温室効果ガスの削減目標について、2050年度までに温室効果ガスの排出を「実質ゼロ」とする方針を示していることから、今後も国や北海道の動向を踏まえ、必要に応じ実行計画の内容を見直します。

二酸化炭素排出量の削減目標			
排 出 量		削 減 目 標	
基 準 年 度 2021 年度	目 標 年 度 2027 年度	削減率	削減量
4,411,468 (kg-CO ₂)	4,279,124 (kg-CO ₂)	3%	132,343 (kg-CO ₂)

第4章 具体的な取り組み

4-1. 目標達成に向けた具体的取組内容

本町の事務及び事業について、二酸化炭素の総排出量を抑制し、環境負荷の軽減を図るために行う具体的な取り組みは以下のとおりとして、温室効果ガスの排出要因である電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(1) 電気使用量の削減

- ・電灯やO A機器等の日常的な節電を推進します。
- ・長時間使用しない電気器具のコンセントを抜き、待機電源を削減します。
- ・高効率照明（LED）への切り替えを推進します。
- ・勤務終了後の早期退庁を奨励し、退庁時には電灯やO A機器等の電源が切れているか確認し、電源を切ることにより電気使用量の削減を図ります。
- ・効率的な事務及び事業の実施により、時間外勤務の縮減に努めます。

(2) 燃料使用量の削減

- ・室内の適正な温度管理を行い、クールビズやウォームビズを推進します。
- ・公用車の急発進・急加速を避け、アイドリングストップを心掛けると共に、不必要な荷物を積まないようにし、燃費の向上に努めます。
- ・公用車の更新は、低燃費車や低公害車の導入を推進します。
- ・近距離の移動は、可能な限り徒歩や自転車で行います。
- ・徒歩通勤が可能な職員は、自動車の使用を控えるようにします。

(3) 物品等の購入

- ・物品等を購入・更新する場合は、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努めます。
- ・リサイクル素材を使用した製品、詰め替えやリサイクル可能な製品及びリターナブル容器（再利用可能な容器）を使用した製品の購入に努めます。
- ・エコマーク、グリーンマーク等環境負荷の少ない物品の購入を推進します。
- ・印刷用紙等は、可能な限り再生紙の購入に努めます。

(4) 用紙類の使用量削減

- ・ 庁内文書等は、庁内LANを活用しペーパーレス化を推進します。
- ・ 両面印刷や両面コピーを徹底し、用紙使用量の削減に努めます。
- ・ 会議用資料の作成は最小限とし、事前配布資料等は持参を原則とします。
- ・ 会議等での封筒の配布は極力避けるようにし、使用済み封筒やミスプリントの裏面利用などの再利用に努めます。

(5) 施設の新築・改築

- ・ 佐呂間町公共施設等総合管理計画（個別施設等長寿命化計画含む）に基づき、施設を新築又は改築する場合は、環境に配慮した施工と環境負荷を低減する設備を整備し、適正な施設運営に努めます。

(6) 町有林の整備・保全

- ・ 森林資源を適切に管理することにより、継続的な二酸化炭素吸収源である森林の維持・拡大を図ります。
- ・ 遊休地への植栽を推進し、森林面積の拡大を図ります。

(7) 水道

- ・ 日常的な節水に努めます。
- ・ 施設の適正管理を行い、水道施設故障による漏水の早期修理を実施します。

(8) 廃棄物の排出抑制

- ・ 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図ります。
- ・ 廃棄文書、図書等はリサイクルに努めます。
- ・ 廃棄物の分別を徹底し、排出量の削減に努めます。
- ・ コピー機やプリンター等のトナーは、リサイクルできるカートリッジ式のものを使用します。

第5章 計画の推進、点検・評価と公表

5-1. 計画の推進、点検・評価と公表

「推進本部」「事務局」「全職員」と協力し、計画の着実な推進と進行管理を行います。

(1) 佐呂間町地球温暖化対策推進本部

本計画の取り組みを推進し、二酸化炭素の排出抑制の状況を点検・評価するため、町長を本部長、副町長と教育長を副本部長、各課長を本部員とする「佐呂間町地球温暖化対策推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置するものとします。

(2) 事務局

本計画の事務局は、町民課生活環境係に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

(3) 職員に対する啓発等

本計画を実行するには、職員一人ひとりの実践と組織的な連携が必要不可欠であるため、職員に対し地球温暖化に関する情報を提供し意識の啓発を行います。

(4) 点検・評価

事務局は各課と連携し、本計画に基づく取組状況や目標達成状況を把握すると共に推進本部へ報告することとし、この報告結果を受け、推進本部において各課での取り組みが適切に行われているかを点検し、取り組みを進めていく上での助言や指導等を行います。

また、目標値や過去の実績、組織別等の比較をするなど、必要な評価を行います。

(5) 公表

本計画の進捗状況及び点検・評価の結果は、佐呂間町ホームページで公表します。